

公益財団法人日本スポーツ協会スポーツにおける暴力行為等相談窓口設置規程 改定対比表

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>(体 制)</p> <p>第2条</p> <p>2. 本会は、相談窓口を円滑に運営するため、事務の全部<u>または</u>一部を一般社団法人日本スポーツ法支援・研究センター（以下「法センター」という。）に委託することができる。</p> <p><u>(対象の範囲)</u></p> <p>第3条 相談窓口は、本会倫理規程第4条に定める<u>遵守事項のうちスポーツ活動に関する違反行為及び加盟団体規程第7条、第8条、第9条並びに第11条に定める事項</u>を対象とする。</p> <p>(相談窓口を利用できる者の範囲)</p> <p>第4条 相談窓口を利用できる者は、<u>本会倫理規程第2条に定める者及びその関係者等、並びに本会加盟団体・準加盟団体等</u>とする。</p>	<p>(体 制)</p> <p>第2条</p> <p>2. 本会は、相談窓口を円滑に運営するため、事務の全部<u>又は</u>一部を一般社団法人日本スポーツ法支援・研究センター（以下「法センター」という。）に委託することができる。</p> <p><u>(対象者・対象行為)</u></p> <p>第3条 相談窓口<u>では</u>、本会倫理規程第2条第6号に定める<u>者（以下「対象者」という。）による同倫理規程第4条に定める遵守事項のうちスポーツ活動に関する違反行為（以下「対象行為」という。）</u>を対象とする。</p> <p><u>なお、相談窓口では、原則として最終行為時から5年を経過した事案は取扱わないものとする。</u></p> <p>(相談窓口を利用できる者の範囲)</p> <p>第4条 相談窓口を利用できる者は、<u>対象者の対象行為による被害者並びにその保護者及び関係者等</u>とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 語句整理 ・ 「対象者の範囲」を「対象者・対象行為」に整理。 ・ 倫理規程改定に伴う条項の変更。 ・ 加盟団体規程に定める遵守事項は、本窓口では取扱対象としないため削除。 ・ 相談窓口での取扱期限を明記。 ・ 語句整理

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>(利用方法)</p> <p>第5条 相談窓口の利用方法は、<u>電話、電子メール、ファクシミリ、書面又は面会のいずれも可能</u>とする。</p> <p>2. 本会は、前項の利用方法について、本会ホームページや情報誌「Sport Japan」等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。</p> <p>3. 相談窓口では、相談をする者（以下、「相談者」という。相談者が被害者等本人でない場合にあっては被害者等本人を含む。）及びその関係者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進める。</p> <p>4. 相談窓口は、相談者の秘密保持に配慮の上、相談者の氏名、連絡先及び相談内容の概要を把握する。</p> <p>5. 相談窓口では、相談内容に係る事実について、<u>暴力行為等に係る行為者</u>の氏名及び行為の概要について聴取するとともに、<u>当該行為があったと認められる相当な根拠をできる限り</u>収集するよう努める。</p> <p>6. 相談者の連絡先が<u>確保</u>できないこと等によって、前2項に規定する業務の遂行に著しい障害を来たす場合においては、本会は、当該相談に対応することを要しないものとする。</p> <p>7. 相談窓口は、相談を受けた場合は、本会担当部署、法センター、関係団体等と連携し、速やかに必要な対応に当たるものとする。</p>	<p>(利用方法)</p> <p>第5条 相談窓口の利用方法は、<u>「電話」又は「Web(相談フォーム)」のいずれか</u>とする。</p> <p><u>< 2. (第10条へ移動) ></u></p> <p><u>< 3. (削除) ></u></p> <p><u>(相談窓口業務)</u></p> <p><u>第6条</u> 相談窓口では、相談者の秘密保持に配慮の上、相談者の氏名、連絡先及び相談内容の概要を把握する。</p> <p>2. 相談窓口では、相談内容に係る事実について、<u>対象者</u>の氏名及び行為の概要について聴取するとともに、<u>必要な資料</u>を収集するよう努める。</p> <p>3. 相談者の<u>氏名</u>、連絡先が<u>確認</u>できないこと等によって、前2項に規定する業務の遂行に著しい障害を来たす場合においては、本会は、当該相談に対応することを要しないものとする。</p> <p>4. 相談窓口は、<u>相談者から</u>相談を受けた場合は、本会担当部署、法センター、関係団体等と連携し、速やかに必要な対応に当たるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用方法を「電話」・「Web(相談フォーム)」に限定。 ・第5条第2項は、第10条(周知)へ移動。 ・第5条第3項は、第8条に含まれるため削除。 ・第5条を(利用方法)と(相談窓口業務)に分割。条項番号の繰り下げ。 ・ 語句整理 ・ 語句整理 ・ 語句整理

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>(情報の保護)</p> <p>第7条 本会及び本規程に定める業務に携わる者は、相談窓口に寄せられた相談にかかる事実（相談者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む。）を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。</p> <p>2. 本会は、相談窓口を外部に委託する場合は、法センターに対して、前項と同様の守秘義務を課すものとする。</p> <p>(不利益取扱いの禁止)</p> <p>第8条 本会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。</p> <p>(結果の開示)</p> <p>第9条 本会は、相談者が被害者である場合にその請求に応じて、結果のみを開示する。</p>	<p>(情報の保護)</p> <p>第8条 本会及び本規程に定める業務に携わる者は、<u>本会個人情報保護方針を遵守するとともに</u>、相談窓口に寄せられた相談に係る事実（相談者や被害者等の氏名や属性等個人を特定しうる情報を含む。）を秘密として保持し、他に漏らしてはならない。</p> <p>2. 本会は、相談窓口を法センターに委託する場合は、法センターに対して、前項と同様の守秘義務を課すものとする。</p> <p>(不利益取扱いの禁止)</p> <p>第9条 本会は、相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。</p> <p><u>(周 知)</u></p> <p>第10条 本会は、<u>相談窓口の利用方法について、本会ホームページや情報誌「Sport Japan」等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>(結果の開示)</p> <p>第11条 本会は、相談者が被害者又はその保護者である場合にその請求に基づき、結果のみを開示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条項番号の繰り下げ ・ 個人情報保護方針について明記 ・ 語句整理 ・ 第5条第2項より移動。 ・ 結果は被害者に加え、法定代理人(保護者等)にも開示できるよう変更。

現 行	改 定 (案)	備 考
<p><u>(補 則)</u> <u>第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、本会倫理・コンプライアンス委員会において定める。</u></p>	<p><u>(改 廃)</u> <u>第12条 この規程の改廃は、本会倫理・コンプライアンス委員会の議を経たうえで、本会理事会の決議により行う。</u></p> <p><u>附則5. この規程は、令和4年11月10日から施行する。</u></p>	<p>・理事会で改定。</p>